

飲酒運転をなくすために・・・

1 地域でできること

- 飲酒運転しようとしている人を見かけたら、その状況等を 110 番通報する。
- 飲酒の際、「運転手には酒をすすめない」「飲んだ人に車を貸さない」「飲んでいる人の車に同乗しない」。

2 職場でできること

- 業務で車を運転する際は、運転前にアルコールチェッカーで呼気検査を実施して、アルコールが体内に残っていないことを確認する。
- 新年会、忘年会など職場関係者と飲酒する際は、ハンドルキーパー（お酒を飲まず、仲間を自宅まで送り届ける人）を事前に決めておく。
- 定期的に交通安全教育等を実施して、飲酒運転の危険性を再認識させる。

3 家庭でできること

- 飲酒運転による交通事故の危険性や悲惨さを、家族で話し合う。
- 二日酔い運転にも十分気を付け、出かける際はアルコールチェッカーで検査する。

4 罰則

飲酒運転は悪質な犯罪です。

- 酒酔い運転 (35 点)
免許取消し 3 年間 5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
- 酒気帯び運転 (0.25mg/ℓ 以上) (25 点)
免許取消し 2 年間 3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
- 酒気帯び運転 (0.15mg/ℓ 以上 0.25mg/ℓ 未満) (13 点)
免許停止 90 日 3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金